

会員並びに役員及びアドバイザリーボードメンバー(AD)の皆様へ

新年明けましておめでとうございます。

2年間にわたる新型コロナによる影響は今後もしばらく続くものと思われませんが、本年は寅年、大きな回復と飛躍が期待されます。

新年にあたり、今後の協会方向付け等をご披露したいと思えます。

協会は、本年で任意団体設立から10年、公益法人移行から7年目になります。これもひとえに会員並びに関係者様のご理解とご協力のたまもので、心より感謝申し上げます。

さて、この節目にあたり、下記のように当協会の存在意義は、益々高まってきています。即ち、非出願知財による日本の無形資産経営の革新を具体的に提供し研究啓発する協会としての役割です。

本年は、協会知財登録システムをバージョンアップし、後半からは知財預かりサービス(知財バンク)の導入を計画しています。また、行政庁や大学等とも連携し、よりその活動を進化させます。知財研究会は春秋に予定しますが、秋は本年同様知財アカデミーとしてネット配信する予定です。

今後とも、会員様のお役立ちと影響力ある協会に進化すること、知財を利益・ブランド・誇りに直結させ、知財マネジメント(経営)のパラダイムシフトを先導する世界に冠たる協会に成就する所存です。本年もよろしくお願い申し上げます。

令和4年元旦

代表者代表理事

玉井 誠一郎 敬白

なお知財経営の考え方について、その要点を下記にまとめました。ご一読いただければ幸甚に思います。

1. 日本の近時30年の低成長の原因は、知財を含む無形資産マネジメントが皆無で日本企業の無形資産価値ほぼゼロ。  
日本の無形資産価値は、世界平均の12分の1。
2. 無形資産とは、知財やブランド(のれん)と同義であり、日本は160万件の特許があるが、特許裁判は年間200件で権利者敗訴率80%(近時20年間平均)。特許品質問題多く利益に貢献していない。
3. 特許を出しておけば、国や特許庁や弁理士が守ってくれるという幻想。特許や商標等の特許庁に出願する知財は、その国でしか保護されない属地権。特許出願は出願リスク(世界中に公開され、改良発明や回避ヒントを与え、出願から20年しか保護されず)や、多額の出願・年金がかかる半面、無効になってもだれも保証してくれない制度で、出願業界のための制度であることは明白(米国の著名な経済学者等)。
4. 特許出願する場合、侵害者に対して裁判等権利行使費用を担保しないと全く意味がなく、多額のお金を出して貴重な財産を世界中にばらまく負債を生む行為そのもの。大学や中小企業は国内外で裁判する費用を担保していないのが現実、別の方法(協会知財登録等)で保護すべき。
5. 知財は、氷山に例えれば、特許庁に出願して全世界に公開される出願開示知財(氷山の上)と企業固有の秘密情報として守秘する非出願知財(氷山の下)に分けられ、この両方でバランスよくマネジメントすべきところ、現在は出願知財のみが知財という偏重・間違いがあり、氷山の下での保護活用が全くされていない。
6. 内閣府所管の公益社団法人知財経営協会(SIR)は、主に非出願知財の保護活用を行うスキーム(知財コード付与等)を世界で初めて提供し、出願一辺倒に偏重された知財マネジメントのパラダイムシフトを行う協会。
7. 協会登録知財は、WTO加盟国160ヶ国以上で保護活用できる非属地権。出願リスクがなく、期限もなく、先使用权で保護され、格安、ニセモノ対策、ブランド形成、ライセンス活用に十分利用できる知財保険です。
8. 知財登録は、協会システムから容易に実施できる。知財本体情報は、文書、図面、写真、音声、動画等デジタル化できるものは全て可能。

これを知財コードを付けた表紙 PDF に添付し、表紙にタイムスタンプを押し、秘密情報として管理する。この情報はいつでも必要に応じて出願することができます。

9. すぐにわかる構造や成分は出願しても良いが、しなくても知財登録しておけば事業を止められることはない。いわんや**方法に関する発明は出願すべきではなく知財登録で十分である。コカ・コーラの製法のように永久にライセンス(フランチャイズ)できます。**
  
  10. **知財経営とは、相手の出願知財を踏んでないかの調査対策(知財安全)と利益やブランドへの貢献です。**最高峰は知財でブランドを創ることです。出願知財は、特許庁や国がこの保護を保証するものではありません。つまり、『**知財の自主責任経営(自らがその財産権を守る)**』が必要です。**最低限の保証として、事業や商品を止められないようにする(知財保険)、これを実現し支援するのが SIR です。**
  
  11. **知財登録侵害対応は、刑事と民事で世界中で可能、刑事を先行すべき。刑事は費用が掛からずインパクトが大きい。**不正や不良(未完成)特許による権利行使は、反訴(詐欺罪や不正競争防止法等)リスクがあることを理解しなければならない。
  
  12. SIR は、知財登録された権利が侵害された場合、刑事告訴を支援することや知財活用(ライセンスやフランチャイズ)を支援することができます。これは協会公益目的事業(知財に関する調査研究啓発事業)になります。
  
  13. 以上結論として、**知財なき事業は儲からず(知財なくして事業なし)、まずは事業の自衛のための保険として協会登録知財のみで十分です。**そもそも裁判をする資金(国内1~2千万、米国数億以上)をもっておらず、特許裁判で80%が敗訴し、勝っても裁判費用が高くつく現実を知るべき。発見に基づく発明で基盤技術や大量の商品に使用されるものを除いて、出願知財はほぼ不要と考えられ、決して方法発明は出願しないことです。
- ◎屋号・事業・商品名称を周知させて、『XX と言えば YY』のようにブランド PR し、この事業・商品に使用している知財を SIR に知財登録し、その知財コードを商品やパンフレット等に印刷添付すると、この類似品(ニセモノ)と識別ができる、類似品を不正競争防止法で警告しフランチャイズ化できる、知財登録後の特許

等によって事業が止められることがない(先使用权による事業継続)など、  
知財によるブランド価値経営(知財ブランドモデル)が安価に可能になる。

◎無形資産＝知財＝ブランド＝情報セキュリティと捉えて良い。

繰り返しますが、特許商標等の出願知財は、裁判費用を担保している場合のみ  
出願すべきです。特許や商標になってもその品質保証はなく、法令違反の出願、  
例えば肝心の部分を隠すや虚偽や思い込みや願望による発明が特許になった  
場合、この特許は無効事由がある不正不良特許で、これを用いて相手側に催告や  
裁判を仕掛けると不正競争防止法や詐欺罪等で反訴され大変なことになります。  
特許等出願知財は、完成された発明を再現できるようにすべて全世界に公開する  
行為であること、侵害に対して刑事告訴は困難で(検察が上訴しない)、民事告訴  
になるが、この裁判費用を担保していない出願は、多額の出願費用や維持年金を  
払うだけの負債をつくる行為であることを認識し、知財の棚卸を実施すべきです。  
上記は、協会ホームページの知財インテリジェンス創36号に記載しています。

ご不明点あれば協会 HP お問い合わせ覧からメールで質問してください。

(以上)